

「給食費（副食費）に係る 補足給付事業」のご案内

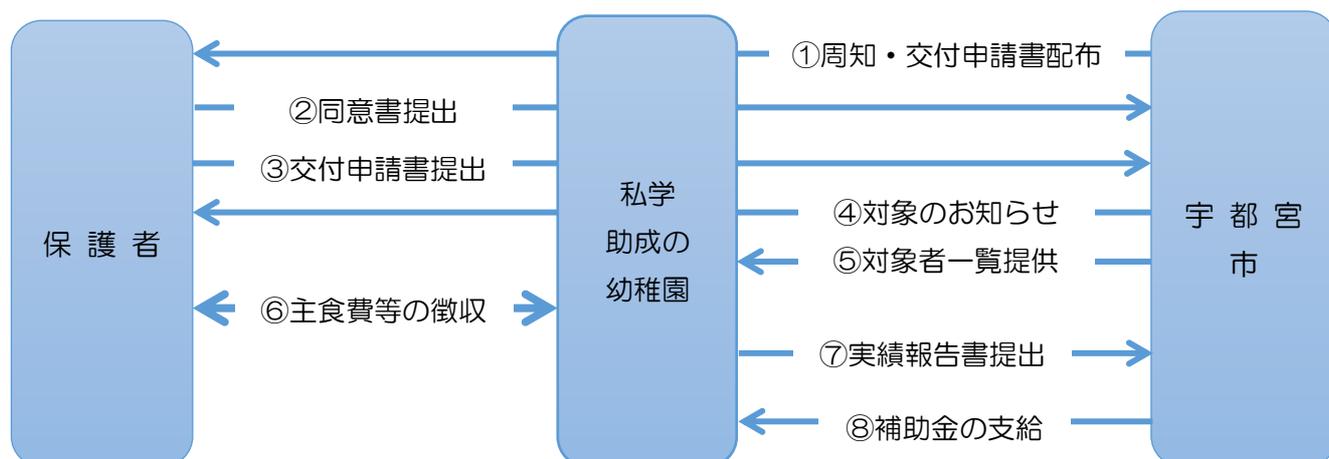
「給食費（副食費）に係る補足給付事業」とは、本年度10月から実施する幼児教育無償化に伴い、国において、私学助成の幼稚園の副食費分のうち、低所得世帯や第3子以降の児童※（多子カウント方法は裏面参照）を対象に国庫補助事業の「補足給付事業」の対象となります。（補助額：上限4,500円）

下記の給付対象に該当する世帯の方で、本制度の利用を希望される際は、通園する施設に申請書を提出する必要があります。



補助対象	<ul style="list-style-type: none">・年収360万円未満相当世帯・第3子以降の児童がいる世帯
補助額	<ul style="list-style-type: none">・給食費（副食費）・4,500円（1人あたり月額） <p>・修正申告に伴う課税状況の変動や世帯員の変更などによって、対象範囲が変わる可能性がありますので、状況が変わった場合は、必ず、通園する施設又は市に連絡をしてください。</p>
手続き	<ul style="list-style-type: none">・上記の給付対象に該当する世帯の方は、通園する施設にお知らせの上、給食費（副食費）に係る補足給付事業の「申請書」を提出してください。（対象者には、宇都宮市から、通知によりお知らせをいたします。）
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・本制度の給付適用は、当該年度限り（給付対象世帯でなくなったときはその月まで）になります。次年度以降も本制度の対象となるためには、再度、申請書の提出が必要になります。
問い合わせ先	<p>※ご不明な点などございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市子ども部保育課 管理グループ 電話：028-632-2383</p>

手続きの基本的な流れ



- ① 市は、施設による給食費の徴収や補足給付事業の要件等について、施設や保護者へ周知し、交付申請書を施設に配布する。
- ② 申請を希望する世帯は、税情報等の確認に係る同意書を、施設を通して、市に提出する。
- ③ 同意書に基づき、市が対象世帯の可否を確認する。その結果について、施設を通じて連絡を受けた補助要件を満たす世帯は、施設を通して、交付申請書を市に提出する。
- ④⑤市は、対象世帯に該当のお知らせと施設に対象者一覧を提供する。
- ⑥ 施設は、主食費分（副食費が月額 4,500 円を超える場合は超過する分）を対象者から徴収する。
- ⑦⑧施設は、市に月別・児童別の実績報告書を提出する。市は、審査し、施設に補助額を支給する。
※ 給付対象の保護者は、対象者の条件に該当しなくなった場合や支給認定区分の変更があった場合等には速やかに施設等に報告してください。

補助対象世帯の範囲

	第1子	第2子	第3子以降※
年収360万円未満相当世帯（生活保護世帯含む）	該当	該当	該当
年収360万円相当以上世帯	非該当	非該当	該当

※太枠内が補助対象世帯になります。

また、第3子以降については、「第3子以降の児童のカウント方法について」を参照

第3子以降の児童のカウント方法について

	新制度未移行幼稚園
年収360万円未満相当	年齢に関わらず被監護者の数による
年収360万円相当以上	3歳から小学校3年生までの子